

## 「大阪市における暫定ケアプランの取扱い」にかかるQ&A

※「旨の届」…居宅サービス計画作成依頼届

暫定ケアプランの作成にあたっては、認定結果（要支援あるいは要介護）を見込んだ上で、サービス利用前までに「旨の届」を提出することとし、認定結果が見込みと違った場合は、自己作成によってケアプランが作成されたものとみなし、被保険者に対して給付がなされないことがないようにします（厚生労働省 平成18年4月改定関係Q&A Vol.2 Q52）。

また、このQ&Aは「大阪市における暫定ケアプランの取扱い」にかかるものですので、単なる「旨の届」の提出し忘れ等、「大阪市における暫定ケアプランの取扱い」と関係のないものについては適用されませんのでご注意ください。

Q 1 今回示された「大阪市における暫定ケアプランの取扱い」の目的はなにか。

A 1 大阪市における暫定ケアプランの取扱いが、区によってまちまちであり、介護保険制度の運営に支障があることから、「大阪市における暫定ケアプランの取扱い」を定めて、各区の取扱いを統一しようとするものです。

法令及び厚生労働省Q&Aに基づき、暫定ケアプランの取扱いを統一することで、被保険者がサービスを受けられなくなる、あるいは暫定ケアプランの作成者が保険者に届けられていないことで介護報酬算定に影響を及ぼすこと等の弊害を防ぐことを目的としております。

暫定ケアプランの作成については、認定結果（要支援あるいは要介護）を見込んだ上で、サービス利用前までに「旨の届」を提出することとし、認定結果が見込みと違った場合は、自己作成によってケアプランが作成されたものとみなし、ケアプラン作成料は請求できなくなるというものです。

介護認定の見込及びその結果等による場合分けは、別添のフロー図に詳細をまとめておりますので、そちらをご参照ください。

Q 2 計画作成開始日の翌月以降に提出された「旨の届」は計画作成開始日まで遡って受け付けられるのか。

A 2 「旨の届」は認定申請と同月中に提出いただくことで、提出された日の属する月の1日目までは遡ることとしておりますが、月を跨って遡ることはいたしません。

但し、次の①～③に該当し、認定結果確定後、速やかに「旨の届」を提出したときは暫定ケアプランの計画作成開始日まで遡って「旨の届」を受付けます。

- ① 要介護1以上の認定を見込み、居宅介護支援事業所が「旨の届」を提出した上で、暫定ケアプランを作成し介護サービスを利用していたが、認定結果は要支

援1または2となった。しかし、居宅介護支援事業所が一部委託を受けて介護予防サービス計画を作成することが可能で、なおかつ認定申請日まで遡って地域包括支援センターによる一部委託の承認ができる場合。

- ② 要支援1または2の認定を見込み、地域包括支援センターが「旨の届」を行い、介護予防サービスの暫定ケアプランを作成しサービス利用していたが、認定結果が要介護1以上となった。しかし、介護予防サービスの暫定ケアプランについては、地域包括支援センターの一部委託事業所として居宅介護支援事業者が作成していた場合。
- ③ 上記①・②の一部委託についての取扱いができず自己作成による暫定ケアプランとなる場合。

Q3 認定の更新申請を行ったが、何らかの理由により認定審査会が遅れるうちに認定の有効期限が切れ、認定の処分延期によりサービス利用していたが、従前の認定と異なる区分（要介護→要支援あるいは要支援→要介護）となった場合、どのように取り扱うのか。

A3 次の例を参考に対応してください。

- (例) 10月31日まで要介護1の認定を受けており、9月15日に更新申請を行ったが、認定審査会は12月2日に開催され、要支援2の認定結果となった。
- ⇒ 11月1日以降の認定結果を要介護1以上の認定と見込んでいたが、要支援2の認定結果となった場合も、暫定ケアプランの対応と同様の取扱いとしてください。
- 11月1日以降の認定結果を要支援2以下の認定と見込む場合は、11月のサービス利用までに「旨の届」を地域包括支援センターで提出してください。

Q4 暫定ケアプランのサービス利用前に、「旨の届」を提出せずに、翌月に「旨の届」を提出した場合、当該月の保険給付は受けられないのか。

A4 原則保険給付は償還払いで被保険者に支給されるか、支給されないこともあり得えます。このような状況になるのを予防するために、「大阪市における暫定ケアプランの取扱い」を整備したところです。

なお、問いのケースならば認定申請と同時に「旨の届」を提出していれば、認定結果が当該「旨の届」の内容と相違するものであっても、当該被保険者のサービス利用については地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所の支援に基づく自己作成による給付管理が行われたものとみなすため、保険給付の適用となります。

また、やむを得ない事情により「旨の届」を提出できない場合は、事前に所管区の介護保険業務担当にご相談ください。

Q 5 「旨の届」の遡りは行わないとのことだが、「大阪市における暫定ケアプランの取扱い」以外の「旨の届」についても同様に扱うのか。

A 5 法令上、「旨の届」は「あらかじめ」市町村に提出する必要があるとされています。本市でも原則取り扱いは法令通りですが、被保険者への負担を勘案し、「大阪市における暫定ケアプランの取扱い」以外の「旨の届」についても同様に、提出月の1日までは遡ることとしています。

なお、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターで当該事業者の1月分の「旨の届」を月末にまとめ、各区役所に提出することを推奨するものではありません。ご留意願います。

Q 6 ケアプラン自己作成の「旨の届」であれば、いつ提出しても遡及して受付してもらえるのか。

A 6 認定結果が判明次第、速やかに提出してください。特別な事情がなく、著しく遅滞して届け出られた場合、計画作成開始日を遡及して受付はできません。

また、やむを得ない事情により「旨の届」を速やかに提出できない場合は、事前に所管区の介護保険業務担当にご相談ください。

Q 7 「大阪市における暫定ケアプランの取扱い」に関係のない場合で、ケアプラン自己作成の「旨の届」はどの程度計画作成開始日を遡及して受付してもらえるのか。

A 7 当該「旨の届」の提出月の1日までは遡ることが可能です。

Q 8 「福祉用具貸与理由書」の受け付けはどのように扱うか。

A 8 「福祉用具貸与理由書」は、利用開始日の当日までに大阪市の確認を受けることで軽度者にかかる福祉用具貸与の算定をすることができる。

次の①もしくは②に該当するとき、自己作成による「福祉用具貸与理由書」の提出があったものとみなし利用開始日の当日よりの福祉用具貸与を可能とする。

- ① 要介護1以上の認定を見込み、居宅介護支援事業所が利用開始日の当日までに「福祉用具貸与理由書」を提出した上で、暫定ケアプランを作成し介護サービスを利用していたが、認定結果は要支援1または2となった場合。

② 要支援1または2の認定を見込み、地域包括支援センターが利用開始日の当日までに「福祉用具貸与理由書」を提出した上で、介護予防サービスの暫定ケアプランを作成しサービス利用していたが、認定結果が要介護1以上となった場合。

※上記①・②のいずれも、自己作成から居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに変更する場合は変更後の利用開始日の当日までに福祉用具貸与理由書を提出し、大阪市の確認を受けなければならない。